

救済関連業務統合システム

DX Suite Pro 関連ライセンス購入一式仕様書

令和 7 年 9 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

1 調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

救済関連業務統合システム DX Suite Pro 関連ライセンス等購入一式

(2) 調達の背景

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、健康被害救済部（以下「救済部」という。）における救済給付業務、拠出金徴収業務及び救済制度に関する相談業務において、各業務のデータ処理や管理、業務統計の作成等の作業を迅速かつ効率的に実施するため救済関連業務統合システム（以下「救済システム」という。）を開発し、運用している。救済システムに入力するデータの一部については、元のデータが画像情報であることがあり、AI OCR サービスである DX Suite Pro を利用し、テキスト情報を取得することで当該データの入力業務を効率化している。

(3) 目的

本調達は、既存の DX Suite Pro に係る契約が令和 7 年 9 月 26 日で満了することから、継続的に DX Suite Pro を利用するために、新たに DX Suite Pro 関連のライセンスを購入するものである。また新規契約となるためユーザ登録等改めて実施する必要がある手続に関しても作業又は作業の支援を委託するものである。

2 要件

(1) ライセンスの購入

別表 1 に掲げるライセンス購入すること。

なお、利用期間は 2025 年 10 月 9 日～2026 年 10 月 8 日（1 年間）とする。

(2) 新規契約に係る手続の作業又は作業の支援

現状想定している作業としては以下であるが、その他含め新規契約後、利用開始に当たって必要となる作業を行うこと。

- クラウド環境設定
- ユーザ管理
- ロール管理
- ワークフロー設定（帳票定義）

上記の設定のうちワークフロー等、一部の設定については設定ファイルを利用できるものがある。設定ファイルをエクスポートできる設定については当該設定ファイルが利用できるように、適宜設定ファイルを利用すること。

設定に当たっては既存の環境定義書を参照すること。

受託者の範囲で行えない作業がある場合は、PMDA 等による作業の支援を行うこと。

3 納品物に係る事項

(1) 納品物

「2 (1) ライセンスの購入」に示すライセンスの証書又はライセンスの保有を証明するオンライン画面のエビデンス資料等。

(2) 納入期限

令和7年10月9日までに業務利用できるよう、各種手続を完了すること。処理が間に合わないことで発生する全ての費用は受託者の責任において賄うこと。

(3) 納入場所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル7階西
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

4 秘密保持

- (1) 受注者は、受注業務の実施の過程で独立行政法人医薬品医療機器総合機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- (3) 秘密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

5 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項について紛争又は疑義が生じた際は、協議の上、解決すること。
- (2) 契約締結時に参考資料として、「2 (1) ライセンスの購入」に記載のライセンスの割引価格での単価表を提出すること。

6 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部部企画管理課 布施

電話：03 (3506) 9460

E-mail:kaitou●pmda.go.jp ●を@（半角）に変換して送信してください。